

理事の職務権限規程

第1章 総 則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人K I S A 2（以下「法人」という。）の理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条（法令等の遵守）

理事は、法令、定款及び法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行しなければならない。

第2章 理事の職務権限

第3条（理 事）

理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、法人の業務の執行の意思決定に参画する。

2 理事は、法人の職務を執行する場合は、理事会の決議による。

第4条（代表理事）

代表理事は、理事長とする。

第5条（業務執行理事）

業務執行理事は、常務理事とする。

第6条（理事長）

理事長の職務権限は、定款に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

第7条（常務理事）

常務理事の職務権限は、別表に掲げるものとする。なお、法人の理事は、職務の基本方針の協議・決定、対応の指示、対応の承認等の意思決定を行うことを職務とし、具体的な交渉や折衝は、職員又は外部業者に委ねるものとする。また、外部業者を理事に関連する法人又は個人に委託する場合には、定款等に従って、利益相反取引に係る手続を行うなどの適切なプロセスを経るものとする。

第3章 補 則

第8条（細 則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第9条（改 正）

この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

別 表

項 目	理 事	職員又は外部業者
事業計画について		
基本方針の協議・決定	○	
作成又は修正の指示	○	
作成又は修正された事業計画の承認	○	
作成又は修正		○
事業計画外の業務について		
基本方針の協議・決定	○	
作成、修正又は報告された業務の承認	○	
作成、修正又は報告		○
予算について		
基本方針の協議・決定	○	
作成又は修正の指示	○	
作成又は修正された予算の承認	○	
作成又は修正		○
決算について		
作成又は修正の指示	○	
作成又は修正された決算の承認	○	
作成又は修正		○
人事（役員を除く）及び給与制度の内容		
基本方針の協議・決定	○	

人事案・給与案の作成又は修正の指示	○	
人事案・給与案の承認	○	
人事案、給与案の作成又は修正		○
契約の締結		
基本方針の協議・決定	○	
契約案の作成又は修正の指示	○	
作成又は修正された契約案の承認	○	
契約書の作成、修正又は折衝		○
行政、医師会その他団体との渉外関係		
基本方針の協議・決定	○	
交渉及び折衝等の指示	○	
交渉及び折衝等の結果の承認	○	
交渉及び折衝		○
予算外の重要な支出		
支出案の承認	○	
支出案の作成、修正、報告		○
訴訟その他紛争について		
基本方針の協議・決定	○	
協議・報告結果の承認	○	
弁護士等との協議・報告		○
外部に対する文書の発簡		
基本方針の協議・決定	○	

作成又は修正の指示	○	
作成又は修正された文書の承認	○	
文書の作成又は修正		○
その他の業務について		
基本方針の協議・決定	○	
対応等の指示	○	
対応等した業務の承認	○	
業務の対応等		○

附 則

この規程は、2023年3月1日から施行する。